

## 広島県肝疾患患者フォローアップシステム説明書

### 1 B型・C型肝炎について

「肝炎」とは、肝臓の細胞が破壊されている状態であり、その原因は、ウイルス性、アルコール性、自己免疫性等に分類され、日本では、肝炎患者のうちB型肝炎ウイルス（HBV）又はC型肝炎ウイルス（HCV）に感染した方がその多くを占めています。

B型及びC型肝炎は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変や肝がんといったより重篤な病態に進行する恐れがあります。

感染していることがわかったら、自覚症状がなくても医療機関を定期的に受診することが重要です。

### 2 広島県肝疾患患者フォローアップシステムについて

「広島県肝疾患患者フォローアップシステム」は、「肝炎ウイルス陽性者をフォローアップにより早期治療に繋げ、重症化を予防すること」を目的として、広島県が運営しています。

このシステムに登録された内容は、陽性者の受診動向、長期経過の把握を行い、広島県における肝炎対策へ反映させるために活用します。

なお、このシステムへの登録に同意しないことにより、あなたが不利益な扱いを受けることはありません。

未登録でも、あなたがお住まいの市町又は県保健所（支所）の保健師等による相談・支援が受けられます。

### 3 システムへ登録することの利点

- (1) 最新の治療情報や講演会の開催案内等をお知らせします。
- (2) 治療を支援するため、年1回、広島県から文書でお知らせします。
  - ア 適切な診療を受けているかどうか確認します。
  - イ 専門医において病状や治療方針を確認することをお勧めします。
- (3) 一定の要件を満たす方は、初回精密検査費用及び定期検査費用の助成を受けることができます。

### 4 システムへの登録の流れ

次の書類を持参のうえ、県とイの「広島県肝疾患患者フォローアップシステム受診調査票」の記入について契約を締結している専門医療機関を受診してください。

ア 広島県肝疾患患者フォローアップシステム登録同意書（3枚複写）

イ 広島県肝疾患患者フォローアップシステム医療機関受診調査票（5枚複写）

## 5 個人情報の保護

あなたの個人情報は、適切な肝炎医療の受診勧奨を行うため、プライバシーの保護に十分配慮し、市町等関係行政機関及び受診された「専門医療機関」が共有しますが、この事業の目的以外には使用しません。

また、このシステムに登録された内容は、広島県情報セキュリティポリシーに基づき、適正かつ厳格に管理します。

## 6 システム登録の内容に変更があった時は

このシステムへ登録後、氏名及び住所等の変更があったときは、様式第3号「広島県肝疾患患者フォローアップシステム登録変更届出書」を御提出していただければ、広島県で登録変更の手続きを行いますので、その際は広島県薬務課へ御連絡ください。

## 7 システム登録をやめたい時は

あなたは、このシステム登録へ同意後、いつでも自由に撤回することができます。

その場合、別記様式第4号「広島県肝疾患患者フォローアップシステム登録辞退届出書」を御提出いただければ、広島県が直ちにあなたの情報をこのシステムから削除しますので、その際は広島県薬務課へ御連絡ください。

### 【お問い合わせ先】

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県健康福祉局薬務課

電 話 082-513-3078 (ダイヤルイン)

F A X 082-211-3006

E-mail fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp